

介護老人保健施設 我孫子ロイヤルケアセンター
短期入所療養介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-7181-5611 (午前8時30分～午後5時30分)

FAX 04-7187-5556 (24時間受付)

担当 支援相談員

* ご不明な点は、何でもお尋ねください

2 介護老人保健施設「我孫子ロイヤルケアセンター」の概要

(1) 事業所の名称・所在地等

・事業所名	我孫子ロイヤルケアセンター
・開設年月日	平成10年10月30日
・所在地	千葉県我孫子市中峠2614
・電話番号	04-7181-5611
・ファックス番号	04-7187-5556
・代表者名	理事長 中村 哲也
・介護保険事業者番号	1252580017

(2) 施設の職員体制 (基準数による)

	常勤	非常勤	業務内容
医師	*1	1	医療
看護職員	14		看護業務
薬剤師		2	薬剤管理
介護職員	36		介護業務
支援相談員	2		相談業務
理学療法士	2		機能訓練業務
作業療法士			
言語聴覚士			
管理栄養士	1	1	栄養指導
介護支援専門員	2		サービス計画の作成
事務・その他	必要数		事務会計・用務等

*施設長と兼務

(3) 施設の設備等の概要

	定員	150名 (うち認知症専門棟50名)	診察室	1
居室	4人室	35室	食堂	3 (各階)
	個室	10室	機能訓練室	1 (1階)
			言語聴覚室	1 (4階)
浴室	一般浴槽	2 (1階)	相談室	1 (3階)
	特別浴槽	2 (3階4階)	相談コーナー	2 (1階)
	介護教室	1 (2階)	談話室	1 (1階)

3 サービス内容

- ① 短期入所療養介護サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ④ 医学的管理・介護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 送迎（ご希望により、また、居宅介護サービス計画により行います。）
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ その他

*以上、これらのサービスのなかには、利用者の方から基本利用料とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

4 料金

(1) 基本利用料

①短期入所療養介護利用料

◎1 割負担

<介護保険適用時 1日あたりの自己負担額>

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費 (ii)	816円	891円	956円	1,015円	1,073円
多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費 (iv)	899円	977円	1,042円	1,100円	1,160円

◎2 割負担

<介護保険適用時 1日あたりの自己負担額>

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費 (i)	1,631円	1,781円	1,911円	2,030円	2,145円
多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費 (iv)	1,798円	1,954円	2,083円	2,200円	2,319円

◎3 割負担

<介護保険適用時 1日あたりの自己負担額>

従来型個室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費 (ii)	2,447円	2,672円	2,866円	3,044円	3,217円
多床室	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
療養介護費 (iv)	2,696円	2,930円	3,124円	3,300円	3,479円

※ 償還払いの場合には、一旦、介護報酬額全額をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。後日当該区役所の介護保険の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

② 滞在費

i) 従来型個室 1日あたり1,890円 全額自己負担となります。

ii) 多床室 1日あたり 520円 全額自己負担となります。

③ 食費

1食あたりで算定します 全額自己負担となります。
朝食420円 昼食740円 夕食740円

※ ②、③については負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。

(2) その他の料金

	内容	金額			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
1	夜勤職員配置加算	25円/日	50円/日	74円/日	夜勤体制が基準を満たしている場合
2	個別リハビリテーション実施加算	247円/日	493円/日	740円/日	個別のリハビリを実施した場合
3	認知症ケア加算	78円/日	156円/日	234円/日	認知症専門病棟において、認知症に対応したサービスを行った場合
4	認知症行動・心理症状緊急対応加算	206円/日	411円/日	617円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での生活が困難で、緊急入所が適当と判断し入所した場合
5	認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	6円/日	9円/日	認知症介護の専門的な研修を修了した看護師を配置している場合
6	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	5円/日	9円/日	13円/日	(Ⅰ)に加え、認知症ケアの研修を計画し、実施している場合
7	緊急短期入所受入加算	93円/日	185円/日	278円/日	緊急やむを得ない理由により緊急に短期入所が必要となった場合
8	若年性認知症利用者受入加算	124円/日	247円/日	370円/日	若年性認知症の方を個別の担当者を置いて受け入れた場合
9	重度療養管理加算	124円/日	247円/日	370円/日	要介護度4又は5であって、手厚い医療が必要な状態である利用者を受入れた場合

10	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51 円/日	101 円/日	151 円/日	厚生労働省が定める在宅復帰、在宅療養支援に対するの評価基準に基づいて算定
11	送迎加算	189 円/回	378 円/回	567 円/回	送迎を行った場合（片道につき）
12	療養食加算	9 円/回	17 円/回	25 円/回	医師の指示により療養食を提供した場合
13	緊急時治療管理加算	532 円/日	1,064 円/日	1,596 円/日	病状が著しく悪化し緊急的治療管理を行った場合
14	総合医学管理加算	283 円/日	565 円/日	848 円/日	治療管理を目的とし、投薬や検査、処置等を行い、かかりつけ医に診察状況の情報提供を行うこと
15	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	23 円/日	45 円/日	68 円/日	介護職員のうち介護福祉士の割合が 80%以上又は勤続 10 年以上介護福祉士 35%以上の場合
16	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19 円/日	37 円/日	56 円/日	介護職員のうち介護福祉士割合が 60%以上の場合
17	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 3.9%を乗じた単位数			介護職員の賃金改善や職場環境改善等を実施しているものとして、都道府県知事に報告し、全職員に周知している場合
18	介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に 2.9%を乗じた単位数			
19	特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に 2.1%を乗じた単位数			
20	特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に 1.7%を乗じた単位数			
21	個室料金	3,300 円/日（税込）			希望により個室を利用される場合
22	日用品費	320 円/日			口腔ケア用品、ペーパー類、タオルなど
23		0 円/日			上記の日用品を全てご家族様が用意した場合
24	業者洗濯	実費			業者洗濯を希望される場合（別途資料をご覧ください）
25	電気代	1 品 110 円/日（税込）			テレビ、携帯充電器、ラジオ

※（１）①、（２）１～２０については、端数処理をしていますので回数等により自己負担の金額が変わる場合があります。

(3) 支払方法

毎月10日までに前月分の請求書をお送りいたしますので、その月の月末までにお支払いください。支払方法は、原則口座自動振替と致します。

5 短期入所療養介護利用の中止

(1) 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

入所日の前日午後5時までにご連絡 いただいた場合	無 料
入所日の前日午後5時までにご連絡 いただかなかった場合	短期入所療養介護利用料の20%

(2) 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ③ 利用中に体調が悪くなった場合、短期入所療養介護の継続が困難になったとき
- ④ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合で、必要な場合には、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

6 協力医療機関

- ・我孫子聖仁会病院 : 千葉県我孫子市柴崎1300
04-7181-1100
- ・名戸ヶ谷あびこ病院 : 千葉県我孫子市我孫子1855-1
04-7157-2233

協力歯科医療機関

- ・宮本歯科医院 : 千葉県我孫子市中峠1853
04-7188-9601

7 運営の方針

- (1) 短期入所療養介護計画に基づき、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が一日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。身体拘束を防ぐため、年2回、全職員を対象に勉強会を開催します。
- (3) 地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者や関係事業所、市町村・地域包括支援センターと連携を図り、利用者が地域において総合的サービスが受けられるように努めます。

- (4) 明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- (5) サービス提供に当たっては、懇切丁寧に説明を行い、療養上必要な事項については、利用者や家族が理解しやすいように指導すると同時に、利用者の同意を得て実施します。
- (6) 利用者の個人情報の保護は厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービス提供にかかる以外の利用については原則的に行いません。外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得ます。
- (7) 適切な施設介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動など施設介護職員等の就業環境が害されると判断した場合は必要な措置を講じます。

8 施設利用にあたっての留意事項

- ・面会 午前11時～午後8時（受付の面会カードにご記入下さい）
- ・設備、備品の利用 備え付けのものを利用（無断使用は禁止）
- ・金銭、貴重品の管理 個人管理（破損・紛失・盗難には責任を負いかねます）
- ・飲食物の持ち込み 原則持ち込み不可（施設で許可した物に限る）
- ・施設外での受診 医師の指示のもとに行う
- ・飲酒、喫煙 施設入所中は飲酒、喫煙はできません。
- ・その他 持ち物にはすべてご記名下さい。

9 緊急時の対応方法

ご利用者の容態に変化等あった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他ご家族へ速やかに連絡します。

10 事故発生時の対応について

施設サービス提供にあたって事故が発生した場合は、速やかに家族や区に連絡すると共に、必要な措置を講じます。事故内容については状況等を記録し、再発防止に努めます。事故が故意過失による場合は損害賠償します。故意過失によらない場合や、入所者に重過失がある場合はこの限りではありません。

11 非常災害対策

- ・防災時の対応 消防計画規定により生命の安全を最優先に避難します。
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内補助散水栓、煙感連動扉、自動火災報知機、防火シャッター、非常警報設備、発電機、通報措置
- ・防災訓練 年2回以上
- ・防火管理者 田村 周一

12 サービス内容に関する相談・苦情

- (1) 1階・公衆電話横に備え付けられた「ご意見箱」

(2) 当事業所の相談・苦情の受付窓口および高齢者虐待の窓口
事務室および各サービスステーションで受け付けています。

〔担当職員〕	施設長	中嶋 明彦
	看護部長	小川 由佳
	支援相談員	石元 梨奈
	電 話	<u>04-7181-5611</u>

(3) その他

区役所、国保連の介護保険の窓口でもご相談いただけます。

主な窓口

◇我孫子市役所 健康福祉部 高齢者支援課 〒270-1192 我孫子市我孫子 1858 番地 TEL : 04-7185-1111 (代表)
◇千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 〒263-8566 千葉県千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 TEL : 043-254-7404 (大代表) FAX : 043-254-0048
◇高齢者虐待相談専用窓口 TEL : 043-221-3020
◇我孫子市高齢者なんでも相談室 TEL : 04-7185-1112

1.3 当法人の概要

法人名	医療法人 財団 明理会
法人代表者名	理事長 中村 哲也
法人所在地	東京都板橋区小豆沢 2 丁目 1 2 番 7 号
法人電話番号	03-3967-1181
定款の目的に定めた事業	1.病院の経営 2.診療所の経営 3.介護老人保健施設の経営 4.その他これに付随する業務 訪問介護ステーション 居宅介護支援事業所 地域包括支援センター 看護学校 その他